

有限会社ジューンベリー

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

全従業員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年7月16日～2029年7月15日

2. 目標と取組内容・実施時期

<次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標>

目標 1

従業員 1 人あたりの年次有給休暇取得率を 70%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2024 年 8 月～ 従業員の毎月の年次有給休暇取得率を代表者が中心となって把握する。
- 2024 年 11 月～ 年次有給休暇の取得率が 70%未満の従業員に対し、当該休暇の積極的取得を周知する。
- 2025 年 4 月～ 社会保険労務士と連携し、年次有給休暇の完全取得を目指して業務体制の更なる見直しなどを行っていく。

<次世代育成支援対策推進法に基づく目標>

目標 2

将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指し、育児休業等の制度についてのパンフレットを作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る。

<実施時期・取組内容>

- 2024 年 8 月～ 全従業員へのアンケート調査、検討開始
- 2024 年 10 月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布。事務所全体での所内研修の実施

<女性活躍推進法に基づく目標>

目標 3

女性パート従業員について、毎年 20%の正社員転換を促進する。

<実施時期・取組内容>

- 2024 年 10 月～ 女性パート従業員を対象に正社員転換に関する意向調査の実施。
- 2024 年 10 月～ 女性パート従業員を対象とした「年収の壁」勉強会等の実施。
- 2025 年 4 月～ 女性パート従業員と個別面談を実施し、正社員転換の打診。
子育ての状況等をヒアリングしながら、計画期間内に順次、正社員転換を実施。